

熊本市障がい者サポート制度実施要綱

制定	平成25年11月	6日健康福祉子ども局長決裁
改正	平成25年12月	6日障がい保健福祉課長決裁
	平成26年10月	8日障がい保健福祉課長決裁
	平成29年6月	12日障がい保健福祉課長決裁
	平成29年7月	25日障がい保健福祉課長決裁
	平成30年4月	1日障がい保健福祉課長決裁
令和2年	9月	8日健康福祉局長決裁
令和4年	3月	15日障がい保健福祉課長決裁
令和5年	3月	10日健康福祉局長決裁
令和5年	4月	1日障がい福祉課長決裁
令和6年	4月	1日障がい福祉課長決裁
令和7年	3月	1日障がい福祉課長決裁
令和7年	10月	14日市長決裁

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、「障がいがあってもなくても、誰もが能力を発揮でき、いきいきと暮らせる熊本市」の実現を目指し、障がい者の暮らしの充実及び社会参加促進を図ることを目的とする熊本市障がい者サポート制度（以下「サポート制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 「障がい者サポート」とは、この要綱に基づき市主催の研修を受けた者をいう。
- (2) 「障がい者サポート企業・団体」とは、この要綱に基づき市が認定した企業又は団体をいう。
- (3) 「障がい者サポート等」とは、障がい者サポート及び障がい者サポート企業・団体をいう。
- (4) 「サポートグッズ」とは、障がい者サポート制度のシンボルマークが入ったピンバッジ等をいう。

(障がい者サポート等の役割)

第3条 障がい者サポート等は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 障がいや障がい者についての積極的な理解
- (2) 暮らしの中での障がい者に対する配慮
- (3) 障がい福祉に関するボランティア活動やイベント等への参加
- (4) 家庭、職場、学校等の地域社会でのサポート制度の普及活動

(障がい者サポート等への情報提供)

第4条 市長は、障がい者サポート等の活動の円滑な実施及び障がい者サポート等の連携を支援するため、各種情報を提供するものとする。

第2章 障がい者サポート

(障がい者サポートの要件)

第5条 障がい者サポートを希望する者は、原則として市主催の研修等を受けなければならない。

2 市長は、障がい者サポートに対し、サポートグッズを交付するものとする。

第3章 障がい者サポート企業・団体

(障がい者サポート企業・団体の要件)

第6条 障がい者サポート企業・団体は、市内で活動を行っており、かつ、次の各号に掲げる事項の2つ以上に該当する企業又は団体でなければならない。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、法定雇用率の算定が市内の事業所で行われている企業であって、同法に定める法定雇用率を超えて障がい者を雇用していること。ただし、従業員が40人未満の場合は、障がい者を1名以上雇用していること。
- (2) 同法に基づき、法定雇用率の算定が市外の事業所で行われている企業であるが、同法に定める法定雇用率を超えて障がい者を雇用しており、そのうちに市内在住の障がい者を含んでいること。ただし、従業員が

40人未満の場合は、熊本市在住の障がい者を1名以上雇用していること。

(3) 障がい者を雇用するに当たって、特性に応じた職場配置又は業務の分担、業務マニュアルの整備、職場相談員の配置等の配慮が行われていること。

(4) 障がい等について職員を対象とした研修を定期的に実施していること。

(5) 障がい者施設の商品の購入又は販売場所の提供等、障がい者施設の販路拡大に大きく寄与していること。

(6) 障がい者あるいはその保護者等の支援団体等であって、障がい福祉に関するイベントの開催等、市民の理解を促進する取組を実施していること。

(7) 事業所や店舗のユニバーサルデザイン化を推進していること。

(8) 障がい者への配慮等を含んだ接客等についてマニュアル化し、かつ、実践していること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、障がい福祉に資すると認められる取組を実施していること。

2 前項に該当する企業又は団体は、同項第1号又は第2号に該当するよう努めるものとする。

(障がい者サポート企業・団体の認定等)

第7条 障がい者サポート企業・団体の認定は、企業又は団体が障がい者サポート企業・団体認定申請書（様式第1号）及び前条各号に掲げる事項に関する資料を市長に提出して行う。

2 市長は、前項の申請があったときは、前条各号に掲げる事項に該当するかについて調査の上、審査するものとする。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、障がい者サポート企業・団体の認定を行わないことができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 申請する企業・団体の活動が法令等に違反するもの、公序良俗に違反するもの、そのほか社会的な信頼を損なうおそれのあるものであるとき。

4 市長は、障がい者サポート企業・団体の認定を行ったときは、申請者に対し認定証を交付する。

5 前項の認定証には次の各号に掲げる項目を含めるものとする。

(1) 企業又は団体の名称

(2) 代表者の職氏名

(3) 認定番号

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

6 市長は、障がい者サポート企業・団体の名称等を市ホームページで公表するものとする。

(不認定の通知)

第8条 市長は、前条第2項の審査において、申請を行った企業又は団体が第8条の要件に該当しないと認めるとき又は前条第3項により認定を行わないときは、当該申請を行った企業又は団体に対して不認定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(認定事項の変更の届出)

第9条 障がい者サポート企業・団体は、申請内容に変更が生じた場合であって、認定の要件に影響を及ぼすときは、障がい者サポート企業・団体認定事項変更届書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(認定の取消等)

第10条 市長は、障がい者サポート企業・団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができる。

(1) 障がい者サポート企業・団体から辞退の申し出があったとき。

(2) 第6条に規定する要件を欠くと認めるとき。

(3) 第7条第3項各号に該当すると認めるとき。

(4) その他障がい者サポート企業・団体による法令の違反等、認定がふさわしくないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消を決定したときは、当該企業・団体に対し認定取消通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

(シンボルマークの使用申請等)

第11条 第7条第1項の規定により障がい者サポート企業・団体に認定された企業・団体は、サポート制度のシンボルマークを、当該障がい者サポート企業・団体のホームページ、名刺、ノベルティ、印刷物等に使用することができるものとする。

2 サポート制度のシンボルマークを使用しようとする障がい者サポート企業・団体は、あらかじめ障がい者

サポートシンボルマーク使用許可申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適當と認める場合は、障がい者サポートシンボルマーク使用許可書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

4 前項の場合において、市長は、必要な条件を付すことができるものとする。

（シンボルマークの使用の不許可）

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) サポーター制度の趣旨に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用を許可しないときは、当該障がい者サポート企業・団体に対し使用不許可通知書（様式第7号）により、その旨を通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第13条 第11条第3項の規定により使用許可を受けた障がい者サポート企業・団体（以下「使用者」という。）は、第11条第4項の規定により付された条件を遵守しなければならない。

（使用許可の取消）

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第3項の規定による使用許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 第12条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用許可の取消を決定したときは、当該使用者に対し使用許可取消通知書（様式第8号）により、その旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により許可を取り消された使用者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用許可の取消に伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された使用者が負担するものとする。

（表彰）

第15条 市長は、障がい者サポート企業・団体のうち、特に優秀であると認められる者を表彰するものとする。

2 市長は、前項の規定により表彰した障がい者サポート企業・団体の概要及びその取組等について市ホームページ等により周知するものとする。

3 第1項の規定による表彰の方法やその他必要な事項は、別に定めるところによる。

第4章 雜則

（庶務）

第16条 サポーター制度に係る事務は、障がい福祉課において行う。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月14日から施行する。

障がい者サポート企業・団体認定申請書

熊本市長（宛）

障がい者サポート企業・団体の認定のため、次のとおり申請します。

ふりがな	
企業又は団体の名称	
ふりがな	
代表者氏名	
事業所所在地	〒
ふりがな	
担当者氏名	
連絡先住所	〒
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
取組内容 (該当する取組にチェックを入れてください。 ※2つ以上選択してください。 ※該当する取組についての資料を添付してください。	<input type="checkbox"/> 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、法定雇用率の算定が市内の事業所で行われている企業であって、同法に定める法定雇用率を超えて障がい者を雇用していること。ただし、従業員が40人未満の場合は、障がい者を1名以上雇用している。 <input type="checkbox"/> 同法に基づき、法定雇用率の算定が市外の事業所で行われている企業であるが、同法に定める法定雇用率を超えて障がい者を雇用しており、そのうちに市内在住の障がい者を含んでいること。ただし、従業員が40人未満の場合は、熊本市在住の障がい者を1名以上雇用していること。 <input type="checkbox"/> 障がい者を雇用するに当たって、特性に応じた職場配置又は業務の分担、業務マニュアルの整備、職場相談員の配置等の配慮が行われている。 <input type="checkbox"/> 障がい等について職員を対象とした研修を定期的に実施している。 <input type="checkbox"/> 障がい者施設の商品の購入又は販売場所の提供等、障がい者施設の販路拡大に大きく寄与している。 <input type="checkbox"/> 障がい者あるいはその保護者等の支援団体等であって、障がい福祉に関するイベントの開催等、市民の理解を促進する取組を実施している。 <input type="checkbox"/> 事業所や店舗のユニバーサルデザイン化を推進している。 <input type="checkbox"/> 障がい者への配慮等を含んだ接客等についてマニュアル化し、かつ、実践している。 <input type="checkbox"/> 上記に掲げるもののほか、障がい福祉に資すると認められる取組を実施している。※取組内容を括弧内に記載してください。 ()
情報提供方法	※電子メールによる受け取りができない場合に、記入してください。

※この欄への記入は不要です。

認定番号	認定日

様式第2号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

不認定通知書

住 所
名 称
代表者 様

熊本市長

印

年 月 日付けで申請のありました障がい者サポート企業・団体の認定については、審査した結果、下記の理由により不認定とすることを決定しましたので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 理由

障がい者サポート企業・団体認定事項変更届出書

熊本市長 (宛)

届出者

住 所
名 称
代表者

障がい者サポート企業・団体認定事項に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定番号

2 認定日

3 変更内容

変更前	変更後

様式第4号（第10条第2項関係）

第
年
月
日

認定取消通知書

住 所
名 称
代表者 様

熊本市長

印

下記の障がい者サポート企業・団体の認定について、熊本市障がい者サポート制度実施要綱第12条第1項に基づきその認定を取り消しましたので通知します。

これにより、認定番号 の認定証はその効力を失います。

記

1 認定番号 第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 理由

4 取消年月日 年 月 日

様式第5号 (第11条第2項関係)

年 月 日

障がい者サポート制度シンボルマーク使用許可申請書

熊本市長 (宛)

障がい者サポートシンボルマークを使用したいので、次のとおり申請します。

法人又は団体名		代表者氏名	
住所	(〒 一)		
担当者氏名		(Tel)	
		(Fax)	
認定番号		E-mail	

使用物件の タイトル			
製作数量			
販売の有無	有 (円) •	無
使用概要 (使用目的及び 用途を簡潔に記 入してくださ い。)			
使用期間	年 月 日	～	年 月 日

添付書類

- (1) 見本
- (2) 法人の概要書(パンフレット等)

様式第6号（第11条第3項関係）

第 号
年 月 日

障がい者サポート制度シンボルマーク使用許可書

住 所
名 称
代表者 様

熊本市長

印

障がい者サポートシンボルマークの使用については、次の条件を付して許可します。

（許可条件）

- 1 申請に基づき許可された目的・用途以外には使用しないでください。
- 2 使用物件の製作に際しては、校正（補正）の時点で障がい福祉課と事前協議をしてください。
- 3 使用期間を遵守してください。
- 4 許可後であっても、許可条件に違反する場合、又は使用形態が不適切であると本市が判断した場合には、許可を取り消すことがあります。この場合、許可の取消により生じた損害等について、本市は一切その責を負わないものとします。
- 5 その他（ ）

様式第7号（第12条第2項関係）

第 号
年 月 日

使用不許可通知書

住 所
名 称
代表者 様

熊本市長

印

年 月 日付けで申請のありました障がい者サポート制度シンボルマーク使用については、審査した結果、下記の理由により不許可とすることを決定しましたので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 理由

様式第8号（第14条第2項関係）

第 号
年 月 日

使用許可取消通知書

住 所
名 称
代表者 様

熊本市長

印

年 月 日付 第 号で許可した障がい者サポートシンボルマーク使用について
は、下記の理由により取り消すことを決定しましたので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 理由